

美里町公共工事前金払要綱

平成 9 年 5 月 1 日

告示第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公共工事に要する経費の前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

(前金払の範囲等)

第 2 条 前金払の範囲は、1 件の請負代金の額が 5 0 0 万円以上の公共工事で、公共工事前金払保証事業に関する法律(昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号)第 2 条第 1 項に規定する公共工事とする。

2 前金払の割合は、当該工事の請負代金の 4 割以内とする。ただし、前金払をした後に請負代金の額を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代金の額の 5 割以内とする。

3 前項の場合において、当該工事の工期が 2 年度以上にわたるときは、当該年度の歳出予算に計上した当該工事に対する予算の額の 4 割以内とする。

4 前金払の額は、4, 0 0 0 万円を限度とし、1 0 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、町長が特に認める事業については、この限りでない。

(前払金の申請等)

第 3 条 前金払を受けようとする者は、契約締結後速やかに前払金請求書に保証事業会社の発行する保証証書を添えて町長に申請しなければならない。

2 前項の申請があった場合、町長は、同項の当該請求書を受理した日から起算して 1 4 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 前払金は、第 1 項の保証証書に記載された前払金預託金融機関の口座に振り込むものとする。

(前払金の変更)

第 4 条 工事内容の変更その他の理由により請負代金を増額又は減額したときは、建設工事請負契約約款の規定により精算するものとする。

(前払金の使途制限)

第 5 条 前払金は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用として必要な経費以外に充ててはならない。

(雑則)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。